

台風等悪天候時の登校について

1 警報および特別警報発令時の原則的対応

- (ア) 午前6時の段階で大雨および暴風の2つの警報が出ている場合は自宅待機。また特別警報(波浪および高潮を除く)または大雪警報の場合は単独で発令されても自宅待機。
- (イ) 午前6時の段階で上記の警報が1つ以下の場合は、平常通りの授業。
SHRは8:40から（ただし状況によっては遅らせることもある）
- (ウ) 午前9時の段階で発令されている警報が1つ以下となった場合3校時目から授業。
SHRは10:40から
- (エ) 午前11時30分の段階で発令されている警報が1つ以下となった場合5校時目から授業。
SHRは13:15から
- (オ) 午前11時30分の段階で上記の大雪および暴風の2つの警報または特別警報(波浪および高潮を除く)または大雪警報が出ている場合
臨時休業

ただし、(イ)～(エ)の場合、特別警報(波浪及び高潮を除く)または大雪警報が1つでも発令されている場合は自宅待機。

*警報および特別警報の対象地域は湘南地域または神奈川県全域とする。

湘南地域＝茅ヶ崎、藤沢、平塚、海老名、大和、座間、綾瀬、寒川、中郡

*上記の原則によらず、気象状況や、地震、津波（自然災害）による交通混乱、道路事情等で欠席・遅刻した場合は、交通機関の発行する遅延証明書、または保護者が記載した生徒手帳を学級担任に提出する。

警報が一つの場合でも遅刻・欠席は特別な配慮を行うので、安全に十分注意し、無理には登校しないこと。

2 その他の指示、注意事項

- (ア) 1の原則的対応による場合、緊急連絡網による連絡は行わない。ホームページを通じて補助連絡をする場合がある。
- (イ) 警報の解除後であっても交通機関が不通で、通学が困難な場合には、無理せず学校の指示に従う。
- (ウ) 上記の警報対象地域外に警報が発令されている場合、その地域の生徒は登校する際には、安全に十分注意し、無理には登校しないこと。
- (エ) 登校中に警報が発令された場合には、生徒の安全確保のため、早期に下校させことがある。